

総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
洋上風力促進ワーキンググループ  
交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会  
合同会議（第17回）

日時 令和4年10月28日（金）10：00～11：36

場所 オンライン開催

## 1. 開会

○石井室長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ（第17回）および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会（第20回）の合同会議を開催いたします。

皆さま、本日はご多用中のところ出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりましてご出席いただいている委員の皆さまへ3点お願いがございます。

1点目です。委員の先生方におかれましては、委員会中ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、発言される時以外はマイクをミュート状態にしていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言を希望される場合は、Teams会議の手挙げ機能で合図いただくようお願いいたします。

3点目です。通信トラブルが生じた際は、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合は事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡いたします。

その他もし何かご不明点などありましたら、事前に事務局より連絡をしておりますメールアドレスまでご連絡いただければと思います。

それでは、ここからの議事進行については山内座長にお願いすることとします。山内先生、よろしく願いいたします。

○山内座長

はい、承知いたしました。

それでは、本日の合同会議の一般傍聴についてですが、コロナウイルス対策に伴う政府の対応方針を踏まえまして、インターネット中継による視聴方式により行うこととしたい

と思います。

それから、本日の合同会議では、議題として公募占用指針案についてご検討いただきます。

それでは、まず初めに事務局から本日の資料についてご確認をお願いいたします。

○石井室長

はい。インターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省また国土交通省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。

今日の配布資料ですけれども、議事次第、それから委員名簿、それから資料1としまして、4海域の公募占用指針案について、それから参考資料としまして、先日の会議を経てセットいたしました一般海域における占用公募制度の運用指針を用意してございます。

以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。よろしゅうございますかね。

## 2. 説明・自由討議

「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「長崎県西海市江島沖」の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占用指針(案)について

○山内座長

それでは、議事に入りますが、きょうは議論の進め方としては、資料1という形で事務局から提出されておりますけれども、資料1についてまずご説明いただいて、内容については少しパートに分けてご議論いただこうと思います。それについては後ほどまた申し上げます。

それでは、資料1のご説明をよろしくをお願いいたします。

○石井室長

それでは、資料1 ご覧いただければと思います。4海域に係る公募占用指針案でございます。

おめくりいただきまして1ページ目です。本日ご議論いただきたい内容でございますけれども、昨年12月に結果を公表しました秋田と千葉の合計3区域に係る公募、第1ラウンドですけれども、それについては今年の3月の合同会議で総括をしまして、5月から10月にかけて公募プロセスの見直しを議論してまいりました。そして、運用指針の改訂を行ったところです。

これらに基づいて、延期しております秋田県八峰町・能代市沖の公募占用指針を改訂したいと。その際に9月に促進区域に指定しました、ここにごございます3区域の公募占用指針に記載すべき事項も合わせて、1つの指針として策定することとしたいと思っていま

す。

そして、再エネ海域利用法に基づきまして、公募占用指針に関する評価基準については、学識経験者の意見を聞かなければならないとされています。本日の合同会議では、評価の基準に加えまして、促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項、それから撤去に関する事項、その他必要な事項についてご意見を頂きたいと思っております。それから、公募参加資格と保証金に関する事項、これらは調達価格等算定委員会の案件でありますけれども、これまでご議論いただいた内容と関係するところもございますので、この会議においてご意見を頂いた上で、今後、調達価格等算定委員会に諮るということにしたいと思っております。

次のページよろしく申し上げます。こちら2ページ目とそれから3ページ目でございますけれども、これまで合同会議でご説明してきた内容と全く同じものでございますので、詳細については割愛いたします。再エネ海域利用法の概要、手続きとそれから3ページ目が洋上風力の案件形成の促進ということで、現在の「促進」「有望」「準備」、各区域の状況をお示ししたものでございます。

続いて4ページ目よろしく申し上げます。ここから11ページ目までは、今回の公募占用指針の対象となります促進区域の概要をお示ししたものです。既に各区域で開催しております法定の協議会において、公にしている情報をまとめたものでありますので、詳細は割愛いたしますけれども、4ページ目と5ページ目は秋田県八峰町・能代市沖の情報でございます。

そして6ページ目と7ページ目でございますけれども、こちらは秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の区域の概要、それから7ページ目が法定協議会で取りまとめた内容の概要でございます。

それから8ページ目、9ページ目でございますけれども、こちらは新潟県村上市及び胎内市沖の区域の概要でございます。8ページ目少しご覧いただければと思っておりますけれども、左側の図です。この区域の中には岩船沖油ガス田のプラットフォームが含まれておりまして、プラットフォームへの、例えばヘリコプターによる輸送ルートですとか、あとプラットフォームを将来撤去する際に必要となる離隔距離といったものが含まれておりまして、そういったところについては風車が設置できないエリアというふうになっています。具体的にどのエリアが設置できないのかということについては、各協議会の取りまとめの中で詳細をお示ししておりまして、既に公表済みでございます。この絵の中には反映されておりませんが、そういったエリアがあるということをご認識おきいただければと思っております。

9ページ目が村上・胎内沖の法定協議会の取りまとめの概要でございます。

続きまして10ページ目、11ページ目です。こちらは長崎県西海市江島沖の区域の概要と、同じく11ページ目は法定協議会意見の取りまとめの概要でございます。

続きまして12ページ目でございます。公募プロセスの全体像でございますけれども、ま

さに今回の合同会議は、どこに当たるかと言いますと、赤枠で囲ってありますところがございます。評価基準について、学識経験者への意見聴取、それを行うことになっておりますが、その一環として実施するものでございます。

今後、供給価格の上限などについては、調達価格等算定委員会にお諮りをして、このフローチャートに従って手続きが進んでいくということになります。

続いて13ページ目でございます。ここから本日ご議論いただきたい事項でございますけれども、まず促進区域と一体的に利用される港湾について、国交省港湾局さんからお願いします。

○加賀谷室長

国土交通省港湾局です。それでは、促進区域を一体的に利用できる港湾に関する事項について説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。促進区域を一体的に利用できる港湾に関する事項についてですけれども、下の枠囲みの参考で運用指針からの抜粋を記載しておりますけれども、促進区域と一体的に利用できる港湾とその当該港湾の埠頭と諸元、利用可能期間などの利用条件をお示しするということになっており、促進区域ごとに定めることとなります。

秋田県八峰町および能代市沖、秋田県男鹿市、潟上市および秋田市沖については、促進区域と一体的に利用できる港湾として、能代港、秋田港、そして長崎県西海市江島沖については北九州港を記載し、それぞれの埠頭の諸元と選定済みの事業者の利用期間ですとか施設の整備期間を基に利用可能期間を定めて記載することにしたいと考えております。

なお、村上市および胎内市沖については、利用施設について調整中でございますので、現時点で港湾名等をお示ししておりませんが、公募開始時の公募占用指針には他の海域と同様に港湾名、埠頭の諸元、利用可能期間等を記載したいと考えております。

次のページ、15ページから17ページまでについてですけれども、参考までに該当する埠頭の位置図や次のページ、促進区域との関係をお示しする地図、またその次のページ、基地港湾に指定済みの4港の概要を参考までに添付してございますが、詳細の説明は割愛させていただきます。

促進区域と一体的に利用できる港湾に関する事項の説明は以上になります。

○石井室長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、続きまして18ページ目でございます。撤去に関する事項です。

19ページ目をお願いします。撤去に係る事項としては、第1ラウンドの公募において、公募占用指針についてご議論いただいた際に、撤去の方法、それから保証の額、撤去の担保方法、それから保証の開始の時期についてご議論いただきました。現在も第1ラウンドについてご議論いただいた時から、撤去に関する制度については大きな変更点、状況が異なる点はございませんので、基本的には第1ラウンド公募の公募占用指針と同様に定めることにしたいと考えております。

第1ラウンドの公募占用指針では、撤去に当たりましては原則原状回復することとし、海防法に基づく環境大臣の廃棄の許可を受けるなど海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めることとしています。

これに関して、2021年9月の環境省から考え方が示されておりまして、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、この考え方に留意し対応していただくということにしたいと思っています。

20ページ目、21ページ目は、当時の合同会議でお示しをした資料を参考で付けたものがございます。詳細については割愛いたします。

続きまして22ページ目でございます。こちら評価の基準について基本的な考え方と、あと各評価項目の考え方についてでございます。

23ページ目お聞きください。こちらは、評価の基準の基本的な考え方です。以下のこのスライドの表に示したとおりでございますけれども、これは前回までの合同会議での議論を踏まえた内容となっております。具体的には価格のところ、オレンジのところ見ていただければと思いますけれども、価格点の算出方法、それから右側のところ、事業実現性に関する要素ですけれども、実施能力80点については、迅速性、計画基盤面、計画実行面、電力安定供給についてそれぞれ20点ずつの4項目。そして、地域との調整、地域経済等への波及効果が40点。この合計120点については、これまでご議論いただいたように下のところに括弧書きでありますように、最高評価点を取った方の点数を満点120点に換算するという形で、比率を掛けて算出をしていくという方法にしております。

続きまして24ページ目でございます。24ページ目、それから25ページ目は、運用指針の抜粋になります。各評価項目の確認方法と、それから各評価区分、つまりトップランナーから失格までの各区分の考え方についてお示しをしたものですが、これも5月23日、6月23日の合同会議でご議論いただいたもの、それを踏まえて運用指針に示しているものがございますので、詳細説明は割愛いたします。

続きまして26ページ目でございます。事業計画の迅速性評価の基準でございます。国交省港湾局さん、よろしくお願いいたします。

○加賀谷室長

事業計画の迅速性評価の基準について説明をさせていただきます。

2030年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価する観点から、2030年度末までに運転開始を予定している提案について迅速性を評価することとし、実施港湾の利用可能期間等を踏まえた段階的な評価基準を設定したいと考えております。

具体的には、以下の図のとおり、促進区域ごとの段階的な評価基準になります。まず、青色の線で記載しております秋田県八峰町・能代市沖と秋田県男鹿市、潟上市および秋田市沖における評価基準になります。2030年度末までの提案について迅速性を評価することになるため、2031年4月からは評価点がゼロになります。

最高評価点に関しては、これまで第1ラウンドでの各事業者の提案を踏まえて得られた知見を基に、標準的な施行期間として2年9カ月といったものを考えております。この施行期間を基に想定される早期の運転開始時期として、秋田港を利用した場合に2027年12月にまず早い時期の運転開始時期を設定いたします。この時期に関して事業者の創意工夫により、この時期を半年上回る提案を最高評価点として設定することにしたいと考えてございます。

また、最高評価点から段階評価の幅については、これまでの合同会議の議論を踏まえまして、基地港湾の利用条件等を踏まえ、また半年から最大1年の幅で段階的に評価基準を設定するというようにしておりましたので、最高評価点の基準日から最大1年の幅で今回5段の段階評価を考えてございます。

緑色の線の長崎県西海市江島沖についてですけれども、こちらも北九州港の利用予定者の利用期間後からの利用を前提として、標準的な施行期間の2年9カ月を基に想定される早期の運転開始期間を2029年2月に設定しておりまして、秋田の海域と同様に最高評価点と段階評価の幅を設定したいというように考えてございます。

村上市と胎内市沖についても同様の考え方にに基づき最高評価点を設定し、基地港湾の利用条件などを捉まえて最大1年の幅で段階評価を設定したいと考えております。

なお、迅速性評価については、先ほど説明のあったとおり、事業計画の基盤面、実行面の評価点などを踏まえた重み付けを行うこととなります。

事業計画の迅速性評価の基準についての説明は以上となります。

○石井室長

続きまして27ページ目お開きください。こちら各評価項目の考え方でございます。1つ目が事業計画の実現性、事業計画の基盤面、事業実施体制、事業実施実績、10点満点でございますけれども、ここからのスライドはこれまでの合同会議、5月23日、6月23日の合同会議と2回にわたりましてご議論いただいたものでございます。一部文言ですとかそういうものについては修正を行っておりますけれども、基本的な考え方は変わっておりません。

この中で表をちょっとご覧いただければと思います。例えばですけれども、最低限必要なレベルの上にあります良好のところですが、この中で公募占用指針で示すリスクシナリオについてその検討内容や対応が優れていると評価されているもの2.5点。

さらに2つ上です。優れているというところですが、これも公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定、分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるものというふうにしておりました。

今回、リスクシナリオを追加しております。具体的には次のページです。28ページです。事業実施体制、それから事業実施実績に関するリスクシナリオですが、リスクの区分としまして3つお示しをしています。1つ目が緊急事態への対応体制不備、それから2つ目がコンソーシアムの事業実施体制構築不全、3つ目が委託事業者との契約締結難航、

契約不履行、解除というものでございます。これらの3つのリスクシナリオに対して、先ほどお示しをしました27ページ目にありますように、各事業者のほうでそのリスクに対しての検討というのをやっていただいて、それが優れているというふうに評価されると良好と。このリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定、分析がなされると7.5点になっていくという形でございます。

続きまして29ページ目です。こちらも同様でございます。資金・収支計画10点満点でございます。下のほう見ていただきまして良好のところですが、公募占用指針で示される感度分析シナリオというふうにしております。さらに上のところ、優れているところですが、同じく公募占用指針で示すリスクシナリオと同じく感度分析シナリオについて、それぞれ検討内容ですとか対応が優れているという話でございます。

具体的なリスクシナリオが次のページでございます。資金・収支計画についてのリスクシナリオの区分でございますけれども、運転開始までの資金調達、追加資金調達の発生ですとか、あとは運転開始以降のキャッシュフローについて、収入の減少、それから費用の増加というふうに2つに分けて区分をしております。これらの中で風況変動ですとか、それから故障や事故による費用増大、あとは保険料の上昇といったところについては、一番右側の欄にありますように、感度分析シナリオというものもお示しをしております。

続きまして31ページ目でございます。こちら事業計画の実行面でございます。その中でも運転開始までの事業計画、スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程、15点満点です。これは次の32ページまでわたっております。これらの内容についても以前ご議論いただいた内容でございますけれども、良好のところについて、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

「優れている」のところですが、リスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定、分析というものにしております。

具体的には33ページ目でございます。運転開始までの事業計画についてのリスクシナリオです。全部で5つございます。1つ目が許認可プロセスが難航、それから設計変更、3つ目が主要部品や船舶の調達難航、それから建設遅延、地域関係者との調整難航という5つのシナリオをお示ししております。

続きまして34ページ目でございます。こちらは同じく実行面のうち運転開始以降の事業計画、具体的には維持管理、撤去のところでございます。これらについても以前ご議論いただいた評価の考え方ですが、具体的なリスクシナリオが35ページ目でございます。リスクシナリオの区分としましては、風車の基幹部品や海底ケーブルの損傷というものと、それ以外、上記以外の設備の故障ということでシナリオをお示ししております。

続きまして36ページ目です。こちら電力安定供給20点満点でございます。こちらも考え方については以前ご議論いただいた内容です。同じく「良好」の5点と「優れている」の15点のところにはリスクシナリオというものがございます。

具体的には37ページ目でございます。大きく3つございます。部品調達、それから船舶

調達、人員確保でございます。

続きまして 38 ページ目でございますけれども、38 ページ目から 42 ページ目については、同じく 5 月 23 日、6 月 23 日の合同会議を踏まえたものでございますので、詳細の説明については割愛いたします。

続きまして 43 ページ目でございます。43 ページ目については、その他必要な事項ということで、前回の合同会議でもご議論いただきましたけれども、能代港、秋田港の利用重複時における事業者選定の方法についてでございます。こちらについて国交省港湾局さん、よろしく申し上げます。

○加賀谷室長

それでは、能代港、秋田港の利用重複時における事業者選定の方法についての説明をさせていただきます。

まず、能代港と秋田港の利用重複時における事業者選定の方法についてなんですけれども、各港湾の利用期間のうち、事業者選定後の手続き期間などを考慮しますと、この図で示しているように、能代港が既に利用予定のある方の期間以降の期間を利用する提案といったものが想定されると。また、秋田港に関しては 2028 年から利用予定ありとされている期間の前後において利用する提案が想定されるということで、このための基地港湾の効率的な利用や早期の運転開始が図られる例としては、下の例としてお示ししておりますけれども、①の例、②の例の利用が考えられます。

こうした基地港湾の効率的な利用、さらに早期の運転開始を図る観点から、秋田の 2 つの促進区域の公募においては、能代港と秋田港を相互に利用できるルールにしたいと考えてございます。この場合、異なる促進区域間において利用期間重複が生じる可能性があるもので、前回の会議でもご議論いただいているように、事業者選定の方法を公募占用指針であらかじめ定めることとしたいと考えてございます。

次のページをお願いします。隣接する異なる促進区域間で基地港湾の重複利用が生じた場合の選定方法については、前回の合同会議でこちらでお示したようなプロセスをご議論していただいております。促進区域間で評価点 1 位の計画に利用重複がある場合には、評価点 1 位の計画と利用重複をしない時点の計画との点差に着目して、海域間の比較により重複した港湾をどの事業者が利用するのかをまず決めると。

その後、利用重複を避けた公募占用計画を選定するために案  $\alpha$  ということ、異なる港湾を利用する前提の複数の計画の提出を認め、利用重複した計画を無効とし、利用重複しない最も評価点の高い計画を選定するという案、そして  $\beta$  として提出する計画が 1 つという前提で、利用重複した計画の提出者に利用重複を避けた計画の再提出を求め、再評価結果に応じて選定するという案をご提案させていただいてご議論をいただいたところです。

次のページお願いいたします。前回の合同会議での議論を踏まえまして、主要な論点として 5 つほど整理をさせていただいております。

まず 1 つ目が、評価点が 1 位であっても、他の区域の入札結果によって選定されない可

能性があるということは、予見性、合理性、透明性に欠けるのではないかという論点。

2つ目が複数案の公募占用計画の提出を認める方法、案 $\alpha$ ですけれども、こちらは公募参加者の負担が過大ではないかという論点。

3番目が利用重複時に計画の再提出を認める方法、案 $\beta$ になりますが、事業者選定の時期が3～4カ月遅れる可能性があり、迅速性を求めることに逆行するのではないか。また選定後の工程に影響が生じて、運転開始時期に影響が生じるのではないかという論点。

4つ目が $\beta$ について、再提出時の記載事項の変更をどこまで認めるべきなのかという論点。

そして最後に、異なる促進区域間において、点差の大小関係を比較することは妥当なのかという論点ということで、以上の論点とこれまでのご議論を踏まえまして、選定方法の案として以下の記載をさせていただきます。

まず案 $\alpha$ については、公募期間内に複数の公募占用計画を作成することになり、公募参加者の負担が過大になるということ、また海域の評価点が1位であっても、事業者が予見、コントロールできない他の区域の結果によって不選定となるということは、選定プロセスの透明性などの課題があることから、提出する計画を1つとして、計画の再提出の機会を設ける案 $\beta$ を採用するというにしたいと考えてございます。この場合、前回お示しした $\beta$ の案に変えまして、当初の1位の方の評価結果を尊重するという観点から、利用重複した評価点1位の公募参加者に限って、計画の再提出を認めることにしたいと考えております。

また、選定後の事業実施に影響が生じないように、再提出・再評価期間を踏まえた選定期間 2024年3月ごろを想定してございますけれども、この期間を公募占用指針に明記し、当該スケジュールを前提にした公募占用計画を提出していただくことにしたいと考えております。なお、秋田の2海域の公募参加者については、公募が締め切られた後に、他方の区域の公募参加者と能代港または秋田港の重複利用の有無について事前に通知するというにしたい、基地港湾の利用重複が発生しなかった場合には、2023年12月ごろに選定結果を前倒しで公表することにしたいと併せて考えてございます。

また、再提出の際の変更については、大きな状況変更を除きまして、利用港湾の変更に伴う必要最小限の内容変更とすることとして、記載事項の変更理由について利用港湾が変更したこととの関係を書面で提出していただくということを考えてございます。

また、運用指針の改訂を踏まえまして、今回の公募より、事業実現性評価点の最高評価点を満点120点として、同海域の公募参加者の評価点が同一比率によって補正されるということになるので、利用重複時の選定方法としては、異なる促進区域間で点差の大小関係を比較することになりますけれども、海域ごとの特性の違いや、それによる評価点の傾向などの違いを考慮する必要があるため、事業実現性評価点の補正後の合計点により海域間の比較をすることにしたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。こちら前回の合同会議でお示しした利用重複した基地

港湾を利用できる公募参加者の選定方法になります。こちらについては変更点がないので説明は割愛いたします。

次のページをお願いします。こちらは利用重複を避けた公募占用計画の選定方法についてですが、先ほど説明申し上げたように、提案させていただいているβの案として、評価点1位の計画提出者に限って、利用重複を避けた計画の再提出を認めるという点を変更点としてございます。

次のページお願いいたします。こちら落札制限が適用された場合の海域の割り当ての考え方になりますが、変更点はございませんので、説明は割愛させていただきます。

能代港、秋田港の利用重複時における事業者選定の方法については以上になります。

○石井室長

はい、ありがとうございます。続きまして50ページ目です。落札制限についてでございます。こちらはこれまでの合同会議でご議論いただいた内容を踏まえたものになっています。ただし、1GWの基準の考え方について、少しアップデートしておりますので、ご説明いたします。

これまでは系統容量の合計で見て1GWという基準にしておりましたけれども、今日のご説明の中、最初のほうでご説明しましたように、促進区域の内部に風車を設置できないようなエリアが存在するなど、確保された系統容量よりも実際に設備の出力が小さくなるケースも今後想定されるのではないかという観点から、2ポツのiに書いておりますように、公募参加者の1者当たりの落札制限として、1GWの基準を設けるんですけども、具体的には、系統容量の合計または設置する洋上風力発電の発電設備容量合計のうち小さいほうは1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とするというふうにしてございます。

それから51ページ目でございます。こちらは変更ございません。

続きまして52ページ目お聞きください。ここは調達価格等算定委員会において意見聴取する論点ではございますけれども、まず迅速性のペナルティーについてでございます。

53ページ目お聞きください。前回の合同会議で委員の皆さまから指摘を頂きました運転開始遅延における保証金没収に関しては、事業者の予見可能性を考慮して、保証金の没収免除対象について整理すべきと。

それから、FIP制度が導入されることで、遅延を織り込んだ運転開始日を提案するインセンティブはより低くなるため、公募参加資格停止まで求める必要はないのではないかと。公募参加資格停止は公募参加事業者数を減少させるため、競争制限によるデメリットも考えるべきであるというご指摘を頂いております。

迅速性評価に係るディスインセンティブについては、事業実現性評価による重み付けを運転開始の評価について行いますし、それから遅延によって売電期間が短縮しますので、そういった観点からいきますと既に担保されていると。

従って、ペナルティーに関しては、前回のご議論を踏まえまして、公募参加資格の停止

は求めないこととした上で、保証金の没収のみとしてはどうかと考えております。前回の合同会議では、没収する保証金額の規模の妥当性についてはお示しをしましたので、残る論点として、運転開始遅延による保証金の没収事由について整理したいと思います。

なお、保証金に関する事項については、先ほど申し上げましたとおり、再エネ海域利用法に基づいて、調達価格等算定委員会において別途ご議論いただくという形にしたいと思います。

次のスライドをお願いします。こちら参考でございますけれども、保証金に関する事項、現状どうなっているかというものです。第1ラウンドの公募では、公募の適切な実施ですとか選定事業者の確実な事業実施を担保するという観点から保証金を設定しておりまして、保証金の単価と没収事由、それから没収免除の対象というものがございます。

このフローチャートを見ていただければと思いますけれども、占用計画を提出するタイミングでkW当たり500円の1次保証金、それから選定事業者が決まった後に2次保証金、kW当たり5,000円、それから2年以内3次保証金ということで、kW当たり13,000円となっております。そして運転開始した場合には、2次、3次の保証金を選定事業者に戻納するという形です。

1次保証金と、それから2次・3次保証金の没収事由というのはその表に示したとおりです。そして表の下に保証金の没収免除の対象というものがございます。これは非常災害時における緊急措置などによる取用ですとか、激甚災害による直接の被害、戦争等の武力行使による直接の損害というものでございます。

これらを一覧表にしたものが次の55ページ目でございます。今ご説明した内容を表にまとめたものでございますので、割愛いたします。

続いて56ページ目お聞きください。運転開始日の遅延に伴う保証金の没収事由の追加でございます。

2030年のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価するという観点から、運転開始予定日の迅速性を評価して事業者を選定するということにしています。選定事業者に対して、運開予定日までの確実な事業開始を担保させるために、現在の保証金に関して定められている事項に加えまして、当該海域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったことを追加してはどうかというものです。

ただ、事業者選定から実際運開に至るまでの間には、許認可プロセスですとか、設計、資機材などの調達、あと建設、地域調整などに関する様々なリスクがございますので、リスクの特定や未然防止策、リスク顕在化時の対応を最大限適切に検討し対応を講じたとしても、選定事業者側では完全にコントロールできないといった他律的な要因によって、運転開始の遅延は避けられない場合もございます。

そのため、運転開始の遅延に関する保証金の没収免除の対象の範囲について、海外の事例も踏まえまして、その他当事者のコントロール、または回避可能な範囲外の事象が生じ

た場合にも保証金の没収を免除するというふうにしてはどうか。そして、該当する具体的な事象については、個別事例ごとに確認、判断することとしてはどうかとしています。

保証金の没収免除の対象に該当するための要件としましては、選定事業者の自己の過失によらないものと認められること、それから当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断できる場合の両方が認められる場合としてはどうかと考えております。

運転開始の遅延以外の保証金の没収事由については、第1ラウンドの公募と同様にしたいと思っています。

今ご説明した内容を表に落とし込んだものが次の57ページでございます。具体的には青い枠で囲ったところが運転開始の遅延に伴い入ってくる項目になります。

続きまして58ページ目でございますけれども、こちらは先ほど申し上げましたとおり、ペナルティーの免除事由について、例えば、英国の事例、当事者のコントロールまたは回避可能な範囲外の事象ですとか、ドイツの事例、落札者が自己の過失によらず期限を遵守することができなかった場合ですとか、障害が取り除かれ次第、落札者が遅滞なく建設を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断できる場合というものがございます。これらを参考にいたしました。

続きまして、59ページ目ご覧いただければと思います。こちらにも調達価格等算定委員会において意見聴取する論点でございますけれども、公募の参加を認めない期間の考え方についてでございます。国交省港湾局さん、よろしく申し上げます。

○加賀谷室長

公募への参加を認めない期間の考え方について説明させていただきます。

次のページお願いいたします。これまでの公募では、公募占用指針の遵守事項に違反した場合には、応募の無効や選定の取り消し、またこれに加えて、他の促進区域での公募の参加を一定期間認めないことがある旨、公募占用指針に記載してございました。運用の透明性の確保、不正行為等の抑止の観点から、公募への参加を認めない期間の考え方をこの期間に整理したいと考えております。

これまでの公募占用指針における遵守事項についてですけれども、以下のように八峰町および能代市沖の公募占用指針の抜粋を事例として記載させていただいております。この遵守事項に加えまして、今後の公募では評価に係る第三者委員会への働き掛けを防止する観点から、委員への接触禁止を追加するという事を考えてございます。

ここに記載されている遵守事項に違反した場合の公募への参加を認めない期間についての考え方については、次項以降で説明させていただきます。

次、お願いいたします。公募への参加を認めない期間の考え方についてですが、洋上風力の公募のために一から検討するといったものも現実的ではないので、公募に類似するものの1つとして、公共工事における例がございまして、公共工事における措置要件と指名停止期間を定めている中央公共工事契約制度運用連絡協議会、いわゆる中央工契連のモ

デルを準用する方法が考えられます。

中央工契連のモデルについては、別表の1と別表の2で措置要件と指名停止期間が定められてございます。別表1については、例えば左下のほうに例が書いてありますけれども、虚偽記載や契約違反など、発注者として契約の相手方として不相当であると認められるといった場合、そして別表2についてですけれども、右側に記載しておりますが、例えば贈賄、談合、独禁法違反など関係法令の違反があった場合の措置基準になります。

次のページをお願いいたします。公募占用指針における遵守事項の違反が確認された場合には、先ほどご説明した中央公契連のモデルにより以下のような対応表のように指名停止期間を準用して、公募参加停止期間を設定してはどうかと考えております。

具体的な中央公契連モデルとの対応関係については、真ん中の対応表に記載しているものでございますが、公募占用計画に記載した事項に偽りがなく、またそれ以外の遵守事項に大きく2つに分けて、それぞれ関係法令の違反の有無で別表1か別表2のいずれかの措置基準の適用を判断するという案になります。

この場合、再エネ海域利用法に基づく公募ですけれども、年1回程度の公募の実施が現在想定されていることから、数カ月程度の公募参加停止の措置では不正行為等に対するペナルティとして不十分と考えられますので、公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できない条件を付与してはどうかと考えております。

資料の一番下のほうに公募参加停止期間の適用方法を図示しておりますが、公募受け付け期限日から審査・評価期間が公募停止期間と重複する場合には、公募への参加が不可ということになります。

また、公募受け付け期限日から審査・評価期間の前に公募参加停止の措置が適用された場合には、その公募参加停止期間中に公募が実施されている場合には、公募に参加することができなくなっておりますので、次回の公募には参加することができるというふうにして、公募参加停止措置が適用された期間に公募が実施されていない場合には、次回の公募には参加できないという考え方になります。

公募への参加を認めない期間の考え方の説明については以上になります。

○石井室長

はい、ありがとうございます。続いて63ページ目でございます。ご参考ですけれども、公募開始までの今後の主なスケジュールというものをお示ししております。本日10月28日ですけれども、洋上ワーキング合同会議にて公募占用指針に記載する評価の考え方などについて今ご議論いただいております。

翌月11月に調達価格等算定委員会に聴取をする、例えば供給価格上限価格ですとか、あとゼロプレミアム水準の考え方、そういったものについて意見聴取をした上でですけれども、評価基準に関するさらに意見聴取ということで、これは法定のものでございますけれども、都道府県知事に対するものと、あとは学識経験者ということでございます。そしてその後、

約1カ月間の公募占用指針案に関するパブリックコメントを行った上で、パブコメへの回答、そして公募占用指針の公表、公募開始という流れでございます。

事務局からのご説明は以上でございます。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。資料1についてご説明いただきました。それで、先ほども申し上げましたけれども、資料1非常に大部ということもございますので、議論するものをパートに分けて伺いたいと思います。3つのパートがいいかなと思っていました、まず1つは42ページまで、これは評価の基準というところで、ここについてをまず1つのパートにして、それから43～51のところ、今回八峰町、能代、それから男鹿市、潟上市、秋田市、これについては港湾の利用が重複するというので、それについての対応策を考えていきたい。これが43から51で、これについて2つ目。それから、3つ目が52ページ以降でペナルティーとか公募参加は認めないというところについての部分。この3つに分けたいと思っております。

それでは、まず最初の42ページまで、評価の基準についてまでを伺いますが、発言のご意見は例によって手挙げ機能を使ってこちらにお示しいただければと思います。よろしくお願いたします。どなたかいらっしゃいますか。桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

ありがとうございます。事務局の取りまとめ、ありがとうございます。最後にお示しただいたスケジュール感を踏まえすと、もう時間もなく、基本的には事務局案で取りまとめしていくしかない状況なのかなと思っておりますが、その上でコメントさせていただきます。

今おっしゃった42ページまでの中では、26ページのところ、港湾の迅速性評価の階段のところについてコメントさせていただきます。

まずこれを拝見いたしまして、秋田港を有効活用されたいというご趣旨はよく理解をしたところでございます。階段の設定の仕方ですが、下のほうの注のところ、基地港湾の利用開始後2年9カ月目に運転開始と想定ということで、基地港湾の利用から運転開始まで普通に考えるとこれぐらいの時間がかかるのかというふうに理解をしております。

そうしますと、秋田港の早期の利用が可能な先行事業者には、16点から20点の得点の可能性が出てくるのに対して、能代港を利用する場合には、29年4月から2年9カ月後ということになると、得点が全く取れない、取りようがないということになりそうに見えます。つまり、素直に見るとこの階段の設定の仕方は、先行事業者に対してのみ16点～20点の加点をあげるというように見えて、先行事業者以外の事業者間の迅速性における努力を促すということを考えると、本当はもう少し階段を引き延ばすほうが公平ではないかと思うところです。

仮にこれが、事業者側が他の基地港湾をうまく利用することで、今の階段の設定でも得点の余地があるのだとお考えなのだとすると、そういった他の基地港湾の利用についても

事業者間でのバッティングの可能性も生じるでしょうし、本来であれば秋田港、能代港以外に利用可能な基地港湾の利用の状況、それから期間、利用のバッティングの場合の調整のルール、そういったものを本当は国がちゃんとお膳立てをするというのが本来の姿なのではないか、そうでないと公正、公平な競争環境と言えないのではないかと思うところです。

残念ながら今回はもう間に合わないのかもしれないし、その分事業者側に負担をかけるのは残念ではございますけれども、次のラウンドからはこういうことにならないように、基地港湾の利用の調整も国のほうであらかじめしっかり行っていただくように強くお願いしたいと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。事務局からの回答、コメントはまとめて後ほどお願いしたいと思います。

それでは、続いて清宮委員、どうぞご発言ください。

○清宮委員

資料作成、ご苦労さまでした。内容については、大筋で私は了解しましたけれども、細かい話で一、二、お聞きしたいんですけれども、基地港湾に関して今、能代と秋田考えているんですけれども、維持管理、オペレーションに関してこの港は使えるかどうかというのはどこかで明示されるのでしょうか。入札する業者はどこが使えるかということも非常に興味があると思いましたので、条件としてはどうなっているか。占用してある事業者が使うと思いますけれども、他の事業者が使える可能性もあるかということを確認したいと思います。

それから、きょう撤去の話が出てきて、撤去の話どこまでやるか私は分からないんですけれども、多分入札の時の金額の積算に必要じゃないかと思っているんですけれども、今考えられているのは、区域層の場合で海底面以下を残置していいということが前提だと思うんですけれども、ケーブルはどうするのか、あるいは洗掘防止工、捨石とかそういうのをやったのは撤去するのかと。そういったことも事業者にとっては大きな話だと思いますので、明示できれば明示するし、それは事業者で考えなさいというのであれば、その辺を整理していただきたいと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、次、原田委員、どうぞ。

○原田委員

ありがとうございます。私も全体として大きな違和感がなく、きちんと網羅されているかなと思います。特にこれまで協議会等でしか明らかになっていなかったラウンド1での港の利用期間について、もちろん関係者はある程度理解はしていたんでしょうけれども、

この委員会でしっかり示していただいたからこそ、先ほどの桑原委員のようなご意見が出てきたのかなと思ひまして、この点について非常によかったかなと思ひます。

それから、O&M港については私も全く同じ、清宮先生と同じ意見でございまして、例えば建設はしているものの、一部は共用できるという可能性があるかどうかというのは明らかになるといいかなと思ひます。

撤去についてでございますけれども、これは原案どおり海洋における施工費の70%ということで、大筋いいのかなと思っております。ただ、それはこの水準が妥当な水準だということではなくて、前回から変更するだけの事例ですとかエビデンスが特に出てきたわけではないということで、積極的に変更する理由がないという観点から、このままでいいのではないかなと思ひます。

またその中でラウンド1に引き続いて将来的な技術開発による費用の見直しというのを記載していることについては、積み立て保証金の軽減にも将来的につながることから、この変更の余地を残すという点にも賛同いたします。

以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、次は飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

ありがとうございます。各種検討ご苦労さまです。私も全体的にはおおむね賛同ですが、幾つか質問させてください。私、この委員会途中から参加だったので、以前議論していたのかもしれないのですが、撤去のことについては、撤去の積み立ての計画も公募の中でちゃんと書いていただくのか教えていただければと思ひます。36ページ目、電力安定供給の部分で、調達とかO&Mとか、停止についてのことを書かれています。そもそも電気事業法のことについてこの中で触れられていないと思ひたのですが、これは34ページの統一解説の中で電気事業法も踏まえて議論しているから、その中に含まれているという解釈ですか。もしないのであればやはり安全に事業を実現する、電力安定供給ということもそうですけれども、安全に事業を実現するというキーワードが1行入ってもよいと思ひました。

清宮先生たちからお話ありましたO&M時の港のことについても、迅速性の検討の中で入れているのかということも触れていただくと助かります。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、続いて加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

全体としては大変よくまとまっていると思ひました。2つ質問させてください。

1つ目は、14ページ目で、基地港湾に関して、新潟、村上市と胎内市の部分についてはまだ調整中とのことでしたが、これらは1つずつなのか、それとも能代のように2つあつ

て重複が起こる可能性があるのかを教えてください。

2つ目は、26 ページ目で、階段のところに関して、基本的にはこれでいいと思いつつも、秋田のほうは5段階評価なのに、長崎のほうは4段階評価となっています。それによる大きな影響はないような気もしますが、こうせざるを得ないものなのか、妥当性に対するお考えを教えてください。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。現在のところ以上の方のご発言ご希望ですが、他にいらっしゃいますか。石原委員、どうぞ。

○石原委員

私も今回長い議論を踏まえて今回の案で非常に多くの細かい点を明確になりましたので、第1回目、前回に比べるとそういった細かい点が実は非常に重要で、委員の皆さんの理解だけじゃなくて、今後事業者、入札に応募する時にも非常に役に立つと思っていますし、入札する時の評価についても迷わずスムーズに実施できるような案になっているんじゃないかと思っています。事務局のほうは大変ご苦労さまでした。

後でまた質問があるんですが、3ページのスライドで前回180万kW計算したのは、70万kWの系統があるから、これを前提にして計算されている、180万kWになっていると理解していると思いますが、このように2つある場合は、小さいほうを選ぶということがそもそもあり得るのかとか、どうして2つ記載しなきゃいけないかというところを教えてください。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にいらっしゃいますでしょうか。

それでは、取りあえずパート1についてはこの辺でご意見締め切らせていただいて、事務局のほうからエネ庁と国交省と両方あると思いますけれども、コメントお願いいたします。

○石井室長

承知しました。まず、経産省のほうから回答させていただくべき部分について回答いたします。

まず、3ページ目のご指摘。最後、石原委員からございましたけれども、新潟の村上・胎内については、2つの系統が確保されています。35万kWと70万kW。ですので、それをファクトとしてしっかりと記載しているということです。ただ、実際は先生ご指摘のとおり、どちらが使われるかというのは、公募に参加される事業者次第でもありますし、あと冒頭申し上げたとおり、石油ガス田のプラットフォームが内部に含まれておりますので、そのエリアもしっかり加味した上で設備容量というものが決まってくると考えております。

それから、撤去の話がございました。撤去については、公募占用指針の中で詳細整理してまいりますけれども、基本的には海洋汚染防止法など関係法令を踏まえまして、適切な撤去計画を事業者において検討いただくものと考えております。

それから、撤去費用がどのようになっているかというものですけれども、先ほど原田委員からもありましたように70%というものと、あとは、実際、財務計画の中で撤去費用が適切に積み立てられている計画になっているかというのを公募占用計画の審査の中で審査をしていくということになります。

それからご質問いただいた点としまして、電事法の話がございました。これはまさに飯田委員からご指摘いただいたとおりでして、統一的解説の中に電事法の内容が含まれておりますので、この中で電事法のまさに技術基準に係るようなところについてはしっかり加味した上で、扱っているというふうに捉えていただければと思います。

経産省のほうからは以上です。

○山内座長

それじゃ、港湾局のほうからお願いいたします。

○加賀谷室長

まず促進区域と一体的に利用できる港湾に関する14ページ目に対してのご質問でございますけれども、村上胎内の区域に関して想定している港に関してどのような考え方かということでございましたけれども、ここは秋田のように近傍に促進区域があるといった話ですとか基地港湾が複数あるといったことではないので、基本的には1港ということを考えてございますけれども、具体的には現在も調整中のため、公募開始時の公募占用指針の時に記載させていただきたいと考えております。

あと維持管理についての話がありましたが、日常的な維持管理を想定している公募案は、公募占用指針において記載することになってございません。大規模な修繕ですとかこういったものをする場合には、当然ここでお示ししているような基地港湾を利用していただくということになります。

次ですけれども、26ページ目の迅速性の評価についてご意見を頂いてございます。まず秋田、能代の基地港湾を効率的に利用するという観点で、秋田港の利用者予定ありといったところの前の期間に運転開始が可能な提案ができる事業者、こういった方は多分先行事業者ということで想定されていて、そういった方々しか特定の余地がないのではないかとといったご指摘だったかと思っておりますけれども、その後の秋田港の利用の予定あり以外の能代港の利用期間においても、事業者の創意工夫などによって別の港との組み合わせで迅速性評価の基準に乗ってくるといった提案も想定はされると思っておりますが、ただどういった港が利用されるかといったのは、現時点、われわれとして特定もできないという状況ではございますけれども、その利用が重複した場合にどういったルールにするべきかといったご指摘について、今後の課題として次のラウンド以降にまた考えていきたいと考えております。

あと階段の幅についてでございますけれども、能代、秋田と北九州の幅については、基本的には同じ考え方で海域間で差はつけないと考えてございます。ペナルティーの設定も考えてございますので、幅を変えるといたことは現在は考えてございません。という形で運転開始時期が両者によって変わるので、このような形で段数に差が出てくるといふこととなります。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。事務局からご回答いただきましたが、何か追加的なご発言ございますか。よろしいでしょうかね。

それでは、次に 43 ページ～51 ページ、これは利用港湾が重複する場合の評価の方法ということであります。これについて皆さんからのご意見伺いたいと思います。いかがでございますでしょうか。最初に桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

はい、ありがとうございます。毎回最初に発言させていただいてすみません。

48 ページのところでございますけれども、まず1点目、クラリフィケーションでございますけれども、案βの場合、基本的には事業者が1つの案を提出することが前提になっていると思っておりますけれども、港湾の利用方法、利用時期に応じた複数のパターンを提出することも認めるのか、その余地は認めないのか、ご確認をお願いしたいと思います。αだと無効になるということで、複数案認めるということでしたけれども、βでも再提出の可能性が認められるのはトップ1者のみということだとすると、事業者によってはあらかじめ複数案出したいというところも出てくるかもしれないのではないかと思いますので、いずれにするのか、ルールの特化が必要ではないかと思っております。

それから、コメントを1点させていただきます。48 ページの案βについて、先ほどの26 ページの基地港湾の利用可能期間とセットでこのルールの意味するところを考えますと、要は案βで再提出の可能性が生じるのは、秋田港の早期利用を前提とする先行事業者が2つの区域の双方でトップになった場合か、それ以外の事業者が恐らく能代港の利用を前提として、秋田港の早期利用以外のパターンで双方の区域にてトップになった場合が想定されるパターンだと理解をいたしました。

ですので、バッティングが生じない可能性も相応にあるからということで、案βで進めた上で、トップ当選にのみ再チャンスを与えるというご提案だと理解をいたしました。若干時間はかかることにはなりますけれども、この状況下では1つの整理の仕方としてβというのやむを得ないのかなと思った次第です。

いずれにしても、こうした複雑で、最終的に納得感がちゃんとあるのかというところで疑問が残るようなルール設定にするのは、ぜひ今回限りとしていただきたいと思っております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。後ほどご回答いただきます。それでは、次に原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。私は、前回の時に港の重複について迅速性をこれだけ強調しているにもかかわらず、遅延が生じるかもしれない。場合によっては3カ月以上の遅延が生じるかもしれないというβについては、矛盾があるのではないかと指摘させていただきましたが、最終的に案βを採用することになったということは理解しております。

その上で重複がなかった場合には、あらかじめ通知をするというようなこと。それから、重複した評価点1位の公募参加者に限り再提出を求めるということによって、入札者の負担を最小限にするということがある程度実現できるのかなと思ひまして、この案にも賛同させていただきます。

1点細かい点で確認をさせていただきたいんですが、例えば促進地域Aにおいてa港を選択して、促進区域Bのa港の入札者と重複した場合において、その際には促進地域Bの結果は再入札までは一切公表しないという理解でいいでしょうかという点について確認させていただければと思います。そうでないとBの結果を見て、再入札の人は少し高い点を差せばいいんじゃないかみたいなことができてしまうので、そういうことができないようにBについて一切公表しないという理解をしておりますけれども、そこについて確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

はい、ありがとうございます。前回の委員会で私もここに触れさせていただいたこと、適切にご検討を書きいただきましてありがとうございます。基本的には頂いた案で結構かなと思うのですが、今、原田委員からもお話あった部分に関連しますが、1つは再評価、再提出の期間というのが事業者において適切に実施できる期間なのか、というのも事業者さんたちともヒアリングをしていただけると良いと思ひました。もう一つは促進地域A、Bの結果の公表が同時に行われるのかというところが気になりました。ご検討されていたら教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次、石原委員、どうぞご発言ください。

○石原委員

はい。石原ですが、今回の案については、前回いろんな委員からたくさん質問がありまして、今回公募参加者の負担とか公平性、透明性の観点から案βを採用するんですが、評価点が1位の方に限って、公募参加者に限って再提出できるという案が私もよく考えられ

た案というふうに理解して賛成いたします。

1点確認させていただきたいと思いますが、47 ページ、ここで示していますが、恐らくこういうことが起こらないと思いますが、万が一一緒だった場合の確認なんです。これが今の促進区域Bの1位というのは再提出ということになっているんですけども、もしその1位の業者が再提出できない、要するに自分では選んだ港湾じゃないと実施できない場合は、2位が当然提出できないので、その場合は3位の公募参加者、b港を利用計画を出しているので、3位を自動的に採用することになるという理解でよろしいでしょうかというのが質問です。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

ありがとうございます。48 ページ目に関する質問です。ここでの記述によれば、再提出をした場合、1回目に評価した点数と再評価した点数とを直接比較すると理解してよろしいでしょうか。その場合、3～4カ月経過した後で出てくる評価とその前になされた評価とを直接比較すると、両方で評価の前提条件が変わってしまう可能性が出てくるような気がします。仮に3～4カ月の間に、大きな社会経済状況等の変化があった場合に、直接比較するのが問題にならないかが気になります。この点について、お考えがあれば教えてくださいませんか。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。よろしければ事務局のほうから幾つか御質問出ましたので、ご回答いただければと思います。

○加賀谷室長

ご意見いただきまして、どうもありがとうございます。ご意見、発言があった順番で回答させていただきましても、βの案に関して利用する計画の提出が複数案認めないのかどうかという確認でございますけれども、認めませんと。βの案は1つの計画の提出であります。

ちょっと複雑なルールだということで、今回限りということのご意見ございましたけれども、またこういったことがないように努力してまいりたいと思っております。

あと再評価の結果について途中で公表するかどうかというご意見がございましたけれども、途中では公表いたしません。最後にまとめて公表させていただきます。

あとA海域、B海域についても差をつけて公表するというのではなくて、落札制限などもございますので、その確認を踏まえた上で公表させていただくということになっております。

あと47 ページ目の石原先生からのご発言で、b港利用の前提の方とa港利用の方が促進

区域Bに評価点何点かで1位から3位まで記載されておりますけれども、例えば1位だった方がa港利用ができないといったことで断念された場合に、次の方が誰が選定されるのかということになるんですけれども、3位のもともとb港を利用する前提の計画の方が選定されるという考え方になります。

最後、加藤委員からの再提出に関して、状況変化が起きた場合に、どのように評価するかということなんですけれども、その状況変化の内容次第によって検討させていただきたいと思っております。

基本的には再評価ができる範囲内の条件ということで、基地港湾の利用が変わるといった条件に関係するものだけ変更を認めるということになります。それ以外のものすごい大きな状況変化があった場合に関しては、その段階でまた判断させていただくということになると思います。

以上になります。

○山内座長

はい、ありがとうございます。お答えいただきましたが、他にこれについてよろしいですか。

それでは、よろしければ3つ目のパートに移りたいと思います。3つ目のパートは52ページ以降、ペナルティー、公募参加を認めない期間等についてであります。これについてご意見、ご指摘があればお願いいたします。大串委員、どうぞご発言ください。

○大串委員

はい、ありがとうございます。今回公表していただいたものに関して非常によく練れていて、前回いろいろ申し上げましたけれども、全体的に満足度が高まっているということをお伝えしたいと思います。

1点、パート3についてお伺いしたいのが、ページ56から57に当たります運転開始の定義につきまして1点質問させてください。もちろんサプライチェーン計画などで事業実現性のところで部材の不足等による計画の遅延がないかどうかというのは厳しくチェックされると思いますけれども、昨今再エネ、特に洋上風力に対して非常な需要があるということで、例えば部材の不足などで予定の発電量に達しないけれども、取りあえず発電を開始するといったようなことももしかしたら起こり得るのではないかなと思っております。どの程度の量でもって発電開始とするのか。例えば予定発電量の7割、8割以上の発電設備の敷設と発電量をもって運転開始とするのか。そのあたりもし決め事等ございましたら教えていただければと思います。保証金の没収等に関係しますので、ここも非常に明確化しておいていただけるとありがたいかなと思っております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。続いて桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

はい、ありがとうございます。56 ページについて、今画面に出ていますが、ここについて1点コメントいたします。不可抗力等について、当時者のコントロール、回避可能な範囲外の事象が生じた場合に、保証金の没収を免除するというのは、事業者に必要な以上の萎縮効果を与えないという観点で賛成です。

また、この種のルールにおいてこうしたキャッチオール的なワーディングになるのもやむを得ないのかなと思っております。ただ、将来当てはめの場面で紛争が生じることも考えられますので、可能な限り具体的に意味するところ、射程距離の考え方を示すことができれば、そのほうが望ましいのではないかと考えています。

今の点に関して、2点目のところで、リスクの特定や未然防止策、リスク顕在化時の対応を最大限適切に検討し、対応を講じたとしても、事業者側で完全にコントロールできないということが書いてございますが、これは恐らく入札に際して事業計画等の中でリスクの特定とかその場合の対応策ということを提出させるということになるので、そこに記載されたものをきちんと対応したとしても、なおコントロールができなかったということの意味しているものと理解をいたしました。

ここで言う事業者のコントロール、回避可能な範囲外の事象というのは、そういうことを意味するというを示すとか、事業者側の予測可能性をできるだけ高めることができるような工夫を今後していただければよいのではないかと考えております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。続いて原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

はい、ありがとうございます。まずペナルティーに関して公募参加者の資格停止まで求めないということについて、私も前回これをお願いいたしましたので、それを記載していただいております。

それから、保証金没収事由の記載ぶりは、桑原委員おっしゃったように原則的に英国を参考にしてキャッチオールにするということについて、起こり得る事象全てを網羅することは所詮不可能でございますから、こういうことになるんだろうなというふうに私も思います。

ただし、英国の事例では個別の案件について事業者がきめ細かく当局に相談、交渉できるということが確保できているということが前提でございます。これは私どもが参加している案件においてもそのような運用になっております。ですのでこのような包括的な書きぶりをするのであれば、例えば類似の事例、前例がありませんみたいな理由で検討を排除することなく、政府側も状況に応じて臨機応変かつ適切に対応することが大前提かなと思っております。

最後に公募の参加を認めない期間の考え方については、すなわち違反した場合はいずれにせよ1回は入札を休んでくださいということかと理解しております、それについても

賛同させていただきます。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、続いて飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

はい、ありがとうございます。ご検討内容、私も基本的に全体的には賛成でして、1点確認は、先ほどもちょっと議論がありました56ページ目、57ページ目のところで、56ページ目の特に非常災害とかの緊急措置と書いてありますが、57ページ目に法第23条に基づく非常災害時と書いてあるので、こちらが自然災害として、事業者のほうで公募で緊急事態の自然災害等々について記載すると思うのですが、事業者がその範囲は除いているという理解でいいのかを確認させていただきたいです。28ページ目に事業者のほうで公募の段階で緊急事態、自然災害というのを書くことにしていますが、その記載と57ページの非常災害時というところがかぶらないのかという確認だけです。

以上です。

○山内座長

はい、分かりました。ありがとうございます。それでは、次は清宮委員。

○清宮委員

実は前の方が質問したんで重複して恐縮なんですけれども、対象範囲で海外の例を参考にして、主にイギリスのものを参考にしたというお話だったんですけれども、1つはこれでおかしくはないと思うんですけれども、イギリスのところを参考にしたのはなぜかということと、イギリスのほうでやっているのと今回のところで違う点があるかどうかを確認したかったと思います。

それから、今回は経産省と国交省のほうでこういう資料を作っているわけなんですけれども、先ほどもちょっと議論があったように、この判断をどの機関が行うのかということで、両省で判断すると思うんですけれども、また有識者の意見とかそういうのを聞いて判断するのか、最終判断の仕方をどうするかというのを教えていただければと思いました。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は中原委員、どうぞご発言ください。

○中原委員

ありがとうございます。実はほとんど皆さま方の発言があったので、今さら私が改めてということはないかもしれませんが、一応コメントさせていただきますと、やはり今回、前回の資料からかなりすっきりしたと言えらると思います。ディスインセンティブ、ペナルティー云々という議論からペナルティーのことについてきれいにまとめられたということで、非常にすっきりしたんじゃないかなと思います。

その上でちょうど今画面に出ておりますが、他の方もコメントされていましたが、

56 ページ目の3番、3行目のところですが、その他当事者のコントロール、また回避可能な範囲外の事象というのは例えばどのようなことであるのかというふうなことと、それからその下の行のアンダーラインで該当する具体的な事象については、個別事例ごとに確認、判断という点について。当然の話なので何も言うことはないんですが、具体的な事象が出て一定の判断が出た時には、それなりに公表もされるという理解でいいかなと思っているんですが、そこら辺についても補足的な説明を伺えればとありがたいです。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は石原委員、どうぞ。

○石原委員

はい、私もほとんど委員から話された内容については少しかぶりますが、今回公募停止期間に関して考え方については、とにかく一度もしそれを違反することなら、必ず参加できないようにする。いずれにしても公募期間中でなくても、次の公募に参加できないという条件を付与することについては賛成いたします。

2点目について、先ほども既に出てきた話なんですけど、どういったことを考慮できないとかコントロールできない条件というものについて、イギリスの例が示されていて、あと台湾の例も示されているんですが、実はこれ非常に重要な話なんですけど、どういうことがあるかという話がここに書かれていないように。その他というのがあるから含まれると思いますが、実はコロナのことによって結果的に工事が遅れたことは台湾で発生したんです。本来で言うと12月31日、完工するというのがものすごいぎりぎりのスケジュールなんですけれども、コロナということがあって、結果的に12月31日完工できなかったんでその次の年になったんで、そういうことについてはやはりコントロールできない事象ではないかと考えているんで、その辺の考え方を教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。今発言ご希望の方は全てご発言いただいたと思っておりますが、追加的に何かございますか。

それでは、よろしければ事務局のほうからお考えを伺いたいと思います。

○石井室長

まず、ご質問のあった非常災害時の概念、28ページの自然災害と、あとはペナルティーのところ議論した激甚災害の話について、ご質問ありましたけれども、これは別物でございます。28ページののところについては、事業者がリスクシナリオに基づいて、自ら想定する例えば自然災害でありまして、法定の激甚災害とは別物です。ただ、結果的にこれら自然災害が法定の激甚災害の中に含まれるですとかそういったことは、事業者の想定する範囲の中で変わってくることはございますけれども、別物というふうに捉えていただければと思います。

それから、複数の委員からご指摘を頂きましたけれども、どういったものが免除事由になってくるのかという例示でございますが、今回全てではないですけれども、幾つかの評価項目についてはリスクシナリオを公募占用指針でお示しをします。例えば、緊急事態の対応ですとか、あとは部品ですとかそういったものが調達できないといったようなリスクについて、公募占用指針の中でリスクシナリオを示し、事業者のほうでは公募占用計画の中でそれへの対応というものを記載いただくことになります。

そのリスクシナリオの中で、例えば、調達先が被災などして部品が調達できなかった場合といったものも検討していただくのですけれども、その想定を超えるような事態になった場合、そういったものについては例えば免除対象とするようなことも考えられるのではないかと考えております。ただ、いずれにしてもそこは個別に判断していくというふうに運用したいと考えております。

それから、全機運転開始しているかということについてご質問いただきましたけれども、ここについては事業者が商用運転と判断しているかどうかによります。それによって運転開始という判断になると考えております。

それから、イギリスとの違いというご指摘いただきましたけれども、イギリスの事例含めて詳細細かいところまで全てを把握できているわけではありませんけれども、実際、今後これを免除事由として扱うかどうかの判断の仕方、例えば、委員会を立ち上げるのかとか、そういうご指摘頂きましたけれども、これは運用していく中で具体的な方策については検討してまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。よろしいですかね。他にありますか。

それでは、もしよろしければ全体を通じて來生委員長からコメントを頂ければと思います。よろしく願いいたします。

○來生委員長

はい、どうもありがとうございます。本委員会のこれまでの経緯に鑑みると、やっぱり先延ばしできない決定のタイミングだなということだというのが大前提で、そういう観点で考えますと、本日の各委員のご発言も基本的にはそうだったと思いますけれども、これまでの本委員会のいずれの議論を踏まえて、論点3つ、評価基準についても基地港湾についてもペナルティーについても、大変バランスよくまとめたののかなというのが私の感想でございます。全体として妥当な線に落ち着いたのではないかとということで、非常にいろいろな意見が出る中、事務局、大変ご苦労さまでしたということに尽きると思います。

以上です。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。他に全体を通じて追加的なご発言よろしいです

か。

ありがとうございました。それでは、私のほうできょうの議論少しまとめさせていただこうと思います。

きょうの資料の1ですけれども、幾つか皆さんに議論いただいたポイントがあって、1つは促進区域と一体的に利用できる港湾についてということであります。これについては記載どおりということになりますけれども、秋田県八峰町および能代市沖、それから秋田県男鹿市、潟上市および秋田市沖、これについては能代港、秋田港とするということになります。

それから、長崎県西海市江島沖ですけれども、これは北九州港というふうになります。

それから、新潟県村上市および胎内市沖は、さっきご質問出ましたように調整をした上で、公募占用指針の工事時に記載するということです。

それから、事業者が自ら活用できるとして調整した港があるという場合は、その活用を認めるということになります。

以上が促進区域と港湾の関係です。

それから、2つ目が撤去に関する項目というのがございまして、これは基本的に第1ラウンドと同様に定めるということにさせていただくと。これでいいと思います。

それから、3つ目が評価の基準です。基本的に皆さんにご同意いただいて、幾つかご質問とかあるいはご指摘出ましたけれども、特にご指摘については事務局でいろいろ考慮させていただくということになりますけれども、迅速性評価の基準については一体的に利用できる港湾の利用可能期間等を踏まえた段階的な評価基準を設定するということとさせていただきたいと。

それから、4番目がその他必要な事項についてなんですけれども、例の港湾の利用重複時の選定方法は、前回もご議論いただきましたけれども、いろいろ調整いただいて、またご検討いただいて、今回また再提出していただいたということで、基本的にはβ案の形にするということ。それから、落札制限についても事務局の提案について特にご意見なかったと思っております。

それから最後、保証金の没収事由、それから事由の追加、それから公募参加資格停止期間の設定等について、いろいろご意見頂いたところもございますので、そういったところも踏まえさせていただきますが、基本的に調達価格等算定委員会のほうで御議論ということになっておりますので、こちらからそれをお伝えしてそこでご議論いただくという形になります。

以上がきょう皆さんから頂いた意見踏まえたまとめということにさせていただこうと思います。

それから、事務局からご説明ありましたけれども、都道府県知事とそれから学識経験者への意見聴取が必要というふうになっております。ちょっと口幅ったいですが、このうちの学識経験者についてですが、これは私と來生委員長で対応させていただきたいと思いま

す。

以上、国においては引き続き調達価格等算定委員会での議論、あるいは都道府県知事への意見聴取など、所要の手続きを進めていただくということにさせていただきます。

### 3. 閉会

○山内座長

それでは、以上をもちまして本日の合同会議を閉会とさせていただきます。本日も非常にご多忙中のところご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。